



市場経済化における法整備の比較考察 : ベトナム・ロシア・中国(2)

金子, 由芳

(Citation)

国際協力論集, 12(3):65-84

(Issue Date)

2005-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00405929>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00405929>



市場経済化における法整備の比較考察—ベトナム・ロシア・中国— (2)

金子 由 芳*

<目次>

I. 本稿の目的と方法

1. 目的：「市場経済化」の内容把握
2. 対象と方法：ベトナム市場法を中心とする比較考察

II. 民商事基本法整備の特色

1. 二元断絶的な市場過程条件
2. ロシア・中国との対比

III. コーポレート・ガバナンスの設計方針

1. 市場参入条件の多元性と類似性
2. 国有企業法と企業法の対比
3. ロシア・中国との対比
4. 国有企業改革と企業法

IV. 競争法草案の動向

1. 第9次草案にみる市場結果条件
2. 国際機関モデルとの対比
3. ロシア・中国との対比
4. 国有企業改革の優位

V. 結論

IV. 競争法草案の動向

1986年に開始したベトナム市場経済化の道において、競争法はいまだに成立しておらず、2004年末までに、はじめて競争法案が国会審議に上程されようという段階である。この点、ロシアが1991年ソ連崩壊のその年に、早くも「商品市場における競争と独占行為制限に関する法」を制定し、その後も1995年以降大幅な改訂を繰り返して現在に至る経緯とは大きく異なり、ベトナムの改革がグラデュアリズムと称される一つの要因が見いだされる。いっぽう中国も、1988年にすでに「独占禁止・不正競争防止法暫定条例草案」が存在したが、産業政策優先の慎重論が根強く、1993年に不正競争防止法のみが部分的に先行して採択されたにとどまり、2000年に至ってようやく「独占禁止法要綱案」が公表された(2002年改訂)。こうしたベトナムや中国における競争法の遅れが、改革におけるグラデュアリズムをいかに性格づけたのか、そしてまた目下検討される新たな競争法が、今後の改革のどのような方向性を示唆しているのか、以下ではベトナム競争法草案の条文読解を中心に考察を試みる。

なおベトナム政府は商業省の主管で1999年から競争法草案を検討しており、2004年年初に第9次草案がインターネット上で公開され、2004年末までに法案として国会上程予定である⁴⁴。同草案はもちろん今後の審議過程で変転を重ねることが予想され、現段階における暫定的提案に過ぎないわけだが、しかし国会審議前の政府・商業省サイドの政策志向

* 神戸大学大学院国際協力研究科助教授

をむしろ純粋に反映する素材として、以下ではまずはこの第9次草案の規定内容を把握する。この際、筆者が別途入手した2003年5月段階の第7次草案との対比を行い⁴⁵、起草の最終段階までもつれこんだ論点を確認する。またグローバル・スタンダードを標榜する国際機関のモデル法の動向に目を向け、これとの対比でベトナム法草案の特色を把握する。こうした把握に沿って改めて、ロシア法や中国法との照合において、ベトナム法草案の政策選択の方向性を探ることとする。

1. 第9次草案にみる市場結果条件

(イ) 射程

第9次草案(1条)は競争制限的慣行と不正競争慣行を規制の対象としている。

本法に違背する法規との関係については、第7次草案(旧3条)は本法優先を宣言し、いわば競争法分野の憲法的性格を前提していたが、第9次草案(3条)は後法優先の原則に転換している。

規制の範囲は、ベトナム国内の一般の企業・個人事業・団体のほか、公共財・公共サービス分野や国家独占分野の企業活動に及ぶ(2条1項)。第7次草案(旧2条3項)が公共・国家独占分野への適用を濫用・越権の場合に限っていた点を、修正したものである。

なお第7次草案(旧2条2項)では本法の域外適用、つまりベトナム領域外でベトナム企業等と事業活動を行いベトナムの競争秩序に影響を与える局面でのベトナム法の拡張適用を想定していたが、第9次草案では削除さ

れている。

また特筆される点として、行政機関の競争阻害的な権限濫用についての禁止規定がある(5条3項)。行為類型として、売買先の指定、管轄圏内外の企業間の差別取扱い、競争制限目的での業界団体や企業共同行為の強制、その他の適法事業活動の侵害行為を明示している。

(ロ) カルテル規制

カルテル規制では、競争制限性が推定される行為類型として、価格カルテル・再販売価格カルテル、市場分割、生産調整、技術・品質引下げ、抱合せ条件付き契約、新規参入排除、ボイコット、談合、およびその他法で定める協定を挙げる(7条)。しかしこのうち違反即違法(per se illegal)とされる類型はわずかに「談合」と「再販売価格設定」のみときわめて限定的である(8条1項)。その他の類型については協定総体の市場シェア30%を基準にセーフハーバーを設け(8条2項)、さらに、経済効率や消費者利益につながる所定事由(効率向上につながる営業努力・技術進歩や品質向上・規格引上げ・価格条件以外の垂直取引条件統一化・中小企業促進・ベトナム企業の国際競争力強化)の一を立証することで規制除外となる(9条)。

なお以上の規定ぶりからして、これらの類型に当たらない行為は、違法とされる余地がない。このことは、第7次草案(7条)には存在したカルテルについての一般的定義を第9次草案で削除し解釈余地を避けたことによって、いっそう明確化されたとみられる。

なお第7次草案(旧10条)では、違反即違法類型は「談合」のみであった。その他の類型については市場シェア25%基準のセーフハーバーを設けるかたわら、25%基準を超えるいわゆるグレーゾーンで、競争行政当局が流通・価格品質・新規参入などの状況を判断しつつ「深刻な競争制限効果」の有無を個別に判定するものとし、またこの競争制限効果を「経済や消費者の利益」と衡量するものとしていた(旧11条)。第9次草案は、カルテル除外をめぐるこうした競争行政当局の判断契機を避け、代わって、一般的適用除外事由(これじたい裁量解釈余地を含むが)を示す方針に転じたわけである。

(ハ) 市場支配的地位の濫用規制

第9次草案(10条・11条)は、「市場支配的地位」について「重大な競争制限をないうる」状況だとする抽象的な定義を設けたうえで、1社で市場シェア30%以上、2社で同50%以上、3社で同75%以上を基準とする推定規定を設ける。なお第7次草案(旧12条)では「価格・品質・数量・取引条件を一定期間にわたって支配しうる」とするより具体的定義を置き、かつ市場シェアによる推定基準を置きながらも、市場支配性の判定はあくまで一定の判定基準(財務力・流通力・系列関係・競争制限や新規参入阻止の能力・需給影響力)に基づき競争行政当局が行うものとしていた(旧14条)。第9次草案はこうした行政判断余地を排除したうえで、企業側自身による反証機会を確保したと解される。

また規制される濫用行為については、第9

次草案(12条)は第7次草案(旧16条)に存在した主観的要件(市場支配的地位を維持する意図)を削除し、客観的な行為類型(略奪的廉売・不当価格設定・生産流通制限・差別待遇・抱合せ条件・新規参入阻止・その他法定行為)を限定列举するのみだが、ただし加えてこれらの行為タイプの多くでは実際の経済的結果(消費者の損失や競争上の不利益等)の立証が要求されている。また「独占的地位の濫用」に関する規定(13条)を別立てとしている(上記行為類型に加えて、消費者に対する不公正取引・不当な契約解除・他の法定行為)。

いっぽう第9次草案(14条)は、国有独占企業に関する特則として、首相が許可する場合、価格固定・生産流通制限・差別待遇・抱合せ条件つき契約を許容している。この点は、第7次草案(旧17条)がむしろ国有独占企業の規制行為類型を一般の「市場支配的地位」の濫用規制以上に加重していた態度からすれば、大きな変更である。

(ニ) 集中規制

第9次草案(15条)は、第7次草案(旧18条)が規定していた「経済力の集中」に関する主観的要件(意図)を含む一般的定義を削除するとともに、具体的な行為類型として、吸収合併、新設合併、営業・株式取得、合併、その他の企業支配を意図する行為、を列举する。

そのうえでこれら行為が禁止される基準としては、第9次草案では、市場シェア一律50%基準の構造規制を原則とし(17条前段)、

しかし例外として、中小企業の場合、清算・破産に瀕する企業を取り込む場合、首相が集中による社会経済開発・技術進歩・輸出促進効果を認定する場合、について規制は免除される（17条後段・18条）。なお第7次草案では規制基準を「深刻な競争制限」としたうえで（旧20条）、例外として、競争制限効果と「経済や消費者の利益」との衡量、および集中により企業破産による市場競争環境の悪化を避けうる場合、のみが免除されていた（旧21条）。

このほか第9次草案では事前届出対象を市場シェア基準30%以上に限定し（19条）、また行政対応の迅速化義務（21・22条）を設けるなどが特筆される。

（ホ）不公正競争

不公正競争行為として、不当表示、企業機密侵害、収賄・誘引・脅迫、信用毀損、営業妨害、不当広告、不当宣伝、業界団体による差別、違法な垂直取引、が限定列举されている（23条～32条）。こうした限定列举は不正競争防止法として必ずしも網羅的とは見られない。たとえば違法な垂直取引規制（32条）では、行為類型として押しつけ販売と系列拡大目的のリベートや欺罔が限定列举されるのみで、優越的地位の濫用を統べる内容ではありえないし、上記の不十分な垂直カルテル規制を補完する意味も期待しにくい。また、たとえば業界団体による差別禁止規定（31条）では行為類型該当性に加えて「競争上の不利益」などの結果要件の立証を要求するなど、認定のためのハードルが高い設計である。

（ヘ）競争行政と異議申立審査

競争行政の実施を担う機関の権能（88条）、また第9次草案で新設した「審査委員会」の権能（85条）は明示されているが、これら機関の構成・機能については単に「政府が別に詳細に定める」とするのみである（89条）。第7次草案（旧38条）ではじつは、競争行政機関を一般行政からの独立性の強い独立行政委員会とするのか（オプション1）、あるいは商業省を担当機関とする独立性の弱い選択とするのか（オプション2）の選択を国会の法案審議に委ねていたのであるが、第9次草案はこの選択を政府に一任しようというのである。

また競争行政当局の判断とこれに対する異議申立ての道について、第7次草案（53条～69条）では大陸法的に、通常の行政罰・行政不服申立手続を前提し、かつ行政訴訟提起を想定していたが、第9次草案（45条～87条）では「競争法手続」と称する詳細な行政審判手続を新設した。しかも、すべての競争法関連手続は当該手続によるとして専属管轄が宣言され（45条）、つまり通常裁判所における民事救済手続と選択的になしえないと見られる。当該手続を経た競争行政当局や審査委員会による判断への異議は、行政訴訟で解決する（82条）。

2. 国際機関モデルとの対比

以上、総じて第9次草案は規制の範囲確定という意味では、第7次草案が想定した主観的要件・競争制限効果・衡量判断などの競争

行政当局による判断余地を徹底して排除し、代わって行為類型を明示し構造規制を採用するなど、裁量余地の少ない設計を採用したと見えるかもしれない。しかし、基準不明の中小企業除外、競争改善効果を問わない清算・破産の一律除外、広範な首相の国策的配慮など、規制緩和志向や曖昧な裁量余地を広げる傾向が特筆される。こうした傾向は、国際的なスタンダードとの兼ね合いでどのように位置づけられるのか。

2004年現在、国際レベルの競争ルールの形成は頓挫しており、WTOでは2001年ドーハ閣僚宣言（第25項）が競争ルール形成を2003年第五回カンクン閣僚会議への積み残し事項としたものの、カンクン会議じたい何らの成果も挙げずに閉幕した。しかもドーハ閣僚宣言で想定された論点じたいも、透明性・非差別待遇・公正手続等の基本原則、ハードコア・カルテル、自発的協力、途上国の制度基盤整備にとどまり、支配的地位濫用規制や合併規制といった競争法の主要領域がなんら触れられていない。カルテル規制についてもハードコア、すなわち違反即違法（per se illegal）タイプの行為類型に限った最小限の規定方針である。およそ国際的な競争ルールにとって、それ自身完結した実定的体系を打ち出し各国の国内競争法にハーモナイゼーションを迫る道、逆に各国国内法の相違を尊重しあくまで相互調整ルールに徹する道、あるいは基本的に国内法の相違を認め合うが利害関心の高い分野に限って特定の実体ルールを設ける折衷的な道、などの複数の方向性がある

りうるとすれば、目下のWTOの議論動向は当面折衷的な方向性を探る状況と解されよう。こうした折衷方針がEUの提案に発するもので、国際的な競争ルールの定立に批判的な米国の立場に配慮した経緯は知られている⁴⁶。

しかし多国間交渉レベルのこのような停滞とは別に、二国間・地域間のFTA（自由貿易協定）などを通じた欧米によるデファクト・スタンダード形成の動きは見逃せない⁴⁷。さらに、国際機関がモデル法を打ち出し、資金支援のコンディショナリティや法整備支援プログラムといったさまざまな契機で各国の国内法改革を働きかけていく動きがあり、新手のデファクト・スタンダード形成として注目せねばならない。競争法分野では、こうした性格のモデル法として、1999年に世界銀行とOECDが共同で提案した、“A Framework for the Design and Implementation of Competition Law and Policy”がある⁴⁸（以下「フレームワーク」と称する）。以下ではこの「フレームワーク」を中心に、国際的な動向との対比で、ベトナム競争法草案の内容的特色を把握したい。

（イ）カルテル規制

まずカルテル規制について、「フレームワーク」は、違反即違法（per se illegal）とされるいわゆるコア・カルテルとして6項目（価格カルテル・数量カルテル・談合・市場分割・参入排除・ボイコット）を限定列挙し（第1項）、この他の行為では「深刻な競争制限効果」がある場合のみ規制対象となるが、

ここで市場シェア20%以下の場合などの一律のセーフハーバーが適用され（第2項）、さらに当事者主体の立証により競争制限効果と「成果gains」との衡量の結果後者が上回れば規制除外となる（第3項）。ここで「成果」とは効率性の実質的な向上を意味し、この際の効率とは、社会的総余剰、すなわち消費者利益と企業利潤との合計であるとされ、つまり消費者利益が阻害されてもそれ以上に企業の利潤が増大することで国民総生産（GNP）を押し上げる総合効果がある状況では、競争制限行為が肯定されうる。

上記のベトナム法草案は、第一に、規制範囲を限定的に絞り込む制度設計の骨格（コア・カルテルの明示とその最小化やセーフハーバーの設定）が「フレームワーク」と共通し、こうした骨格じたいは企業活動に予測可能性を与える規制方針として理解可能としても、しかし草案では「フレームワーク」の線を越えて大幅に規制範囲が限定されている（わずかに二項目のコア・カルテルや拡張されたセーフハーバー、またグレーゾーンでも行為類型を限定列挙）。

第二に、グレーゾーンについての適用除外基準は、「フレームワーク」では競争制限効果と「効率＝社会的総余剰増大」との衡量という、それじたい規制緩和型の方針を打ち出している⁴⁹。ベトナム法は第7次草案が、競争制限効果と「経済や消費者の利益」との衡量を行うものとし、ここにいう「経済や消費者の利益」が社会的総余剰としての効率を想定する趣旨であるなら、まさに「フレームワ

ーク」と同様の骨格であったといえる。ただ上記のようにコア・カルテルが限定されているだけに、本来的に違法性の高い多くの行為類型もグレーゾーンに投げ込まれ衡量判断の対象となることから、第7次草案では競争行政当局の裁量領域が著しく広い構造であったといえる。第9次草案ではあえてこうした衡量判断の骨格を排除し、当事者立証による個別除外事由を端的に示す方針に転じた。つまり「フレームワーク」が黒の領域を明示しグレーゾーンを極力狭めつつ、衡量判断を残す設計を示唆しているとすれば、第9次草案では逆にグレーゾーンが広いなかで、難解でむしろ名目的なものに終わりがねない衡量判断を避け、代わって個別的な適用除外、つまり政策的な白の事由を明示していくという、裁量余地の少ない一つの設計方針を示したといえるかもしれない⁵⁰。しかしながら、こうした方針を実効性あるものにするには、適用除外事由とその条件を精緻化する探究が必要であろう。第9次草案（9条）の規定ぶりは、合理化カルテルや中小企業カルテルなど通例の事由にとどまらず、「効率につながる営業努力」「垂直系列化促進」「ベトナム企業の国際競争力促進」といった曖昧な解釈余地を含み、例外を享受するための要件（効率・ブランド間競争促進・国際競争力等）が明示的でない。困難な衡量判断を避けたものの、結局は国策的な配慮からする曖昧な個別裁量判断を、むしろ拡大させる懸念を残す。

国際的にもカルテル規制をめぐるのは、規制基準を明確化し企業活動の予測可能性を高

める競争促進的志向と、規制緩和を拡張しつつ公的保護余地を織り込む反競争的志向とが交錯し、前者の改革方針を建前としながら詳細設計面で後者の狙いが追求される傾向も否定できないと見られる。例えば1998年「ハードコア・カルテルの規制に関するOECD勧告」はわずか4項目のハードコア・カルテルを限定列挙し、しかもこれら項目についてもなお「効率」や政策に基づく裁量的な適用除外余地を許容している (I-A-2項)。ベトナム法草案のカルテル規制は、このような規制緩和志向に影響を受ける側面がある。

(ロ) 市場支配的地位濫用規制

「フレームワーク」の支配的地位濫用規制においては、まずは「支配的地位」につき「利益を得つつ重大な期間にわたって競争を大幅に制限・減少させる」状況とする抽象的定義を設けるのみで、構造基準も推定基準も設けず、単に市場シェア35%という一律のセーフハーバーを設定しており、この一線を越える主体については行政側が、市場シェア・競争企業のシェア動向・新規参入可能性などの市場情勢に従って個別判定を下すことになる (第1項)。濫用行為についても、具体的な行為類型は設定せず、弊害としての「深刻な競争制限」の存否を行政が個別に判定せねばならない (第2項)。また企業側が、かかる競争制限効果が企業の「効率」向上に伴う結果であるか、あるいは「効率」が消費者利益に転嫁され競争制限効果との衡量で上回るとを自ら立証した場合は、規制は免除される (第3項)。

ベトナム法第9次草案に立ち戻れば、「市場支配的地位」について抽象的定義とセーフハーバーを設け、また濫用行為について結果要件を要求して限定していく大枠の骨格は「フレームワーク」を踏襲しているが、しかし市場シェアによる市場支配性の推定基準を設け当事者の反証機会を意図している点、濫用行為類型を限定列挙する点、また濫用性の判断では「効率」との因果関係や衡量といった技術的に難解な基準を採用せず、競争先企業や消費者の不利益といった端的な結果要件を設ける点、などで「フレームワーク」と相違する。第7次草案との相違でみた、定義の抽象化や主観的要件の排除といった方針とも一貫し、総じて行政裁量判断を縮小・簡素化する向きである。ただしいかに簡素化を工夫しようと、市場支配性や濫用性をめぐって行政当局は最終的に必ず市場情勢や効率評価などの技術的判断に立ち入ることは避けられない。

いっぽう第9次草案 (14条) が設ける国有独占企業に関する特則は問題を残している。「フレームワーク」はこうした特則の余地を想定せず、発展途上国の産業政策上の配慮についてはセーフハーバーの基準引き上げを示唆するのみである。ほかに国際的な競争ルールをめぐる論調では、米国主導のFTAが国策による公的・私的独占分野の指定を広く許容しているが、とはいえ一定の濫用行為規制を置いており⁵¹、たとえばOECDのMAI (多国間投資協定) 草案など多国間交渉レベルにも強い影響を与えデファクト・スタンダード

化している。国際的議論はいまだ定まっては
いないものの⁵²、少なくともベトナム第9次
草案における広範な首相裁量余地は、当然問
題視されるであろう。

(ハ) 集中規制

「フレームワーク」‘Mergers and Acquisitions’の節では、「集中」と「支配」を客
観的に定義づける傾向（1項・2項）、また
事前届出義務の対象について一定の市場シェ
ア基準以上に限定し当局の判断期限を明記す
るなど規制範囲を手続的に明示する方針（3
項・4項）は、ベトナム法草案と共通する。
しかし規制内容面では、禁止対象を当局が
「深刻な競争制限効果」を認定した場合とし
（8項）、また例外として社会的総余剰増大た
る「成果」あるいは「倒産に伴う反競争性の
最小化」を当事者が反証する場合（9条）と
するもので、ベトナム第7次草案がほぼ踏襲
するところだった。第9次草案ではあえて一
律構造基準を前提しつつ、首相判断などに
よるきわめて曖昧な裁量的例外余地を設けた
点で大きく異なっている。第9次草案の一律
50%構造基準は、競争制限効果をめぐる当局
の判断局面を捨象し規制内容を単純化するね
らいがあるとしても、実際には市場シェアの
認定に伴う市場確定のような判断は避けられ
ない。しかも草案は例外認定についても当事
者の主張に寄らず、当局・首相の政策判断に
一切を委ねていることからして行政判断の余
地は「フレームワーク」以上に拡がる。

(ニ) 不公正競争

「フレームワーク」は不公正競争防止規定

について、競争政策を消費者・企業の申立主
導で実施する契機として重視する見地で、不
当表示・誇大広告・比較広告・商標侵害・営
業機密を例示列挙している。第9次草案では
こうした趣旨を共有し行為類型を比較的詳細
に挙げるが、限定列挙にとどまる。また第9
次草案は「競争法手続」を新設し消費者・企
業主の申立てに便宜を提供しているが、
「フレームワーク」‘private enforcement’
の節が通常裁判所における損害賠償や民事差
止などの民事的救済に言及しているのに対し
て、第9次草案は行政審判による附带的な救
済措置と行政裁判を前提し、あえて民事的ル
ートを避けるかに見える点も意図が疑われ
る。

(ホ) 競争行政

「フレームワーク」‘Relationship between
the competition office and other
government bodies’の節では、競争行政当
局の長官人事や財政面で独立性の重視が推奨
されているが、同時に一般行政に対して実効
的な影響力を行使しうる権限をも要請してい
る。つまり一般産業行政から超然的な独立行
政委員会としての性格を必ずしも厳格に求め
てはおらず、例えば競争行政と産業行政との
合併型の構成も排除していないかのように読
みとられる。じっさい厳格な独立性の要請と
産業行政への影響力との両立を可能にする制
度設計は、困難な課題であり、ベトナム第9
次草案はこの設計努力を諦め、政治判断に委
ねて棚上げした。

以上のとおりベトナム競争法草案は全般

に、実体内容面では、もっぱら規制緩和志向にある国際的な競争法モデルの路線を大きくはずれるものではない。ただし法の運用実施をめぐる詳細設計面では国際的モデルの骨格を踏襲する面の多かった第7次草案と異なり、第9次草案では規制内容をより単純化し、競争行政の厄介な判断局面を極力回避する一貫した工夫がうかがわれる。すなわち抽象的定義や主観的要件の排除、行為類型の限定列举、効率評価や衡量判断を伴う濫用規制の回避、構造基準の採用、一般的例外条項の不在、といった傾向を通じて競争行政当局の判断局面が限定されている。しかしながらいっぽうで、市場確定などの技術的判断はつねに避けられず、また個別例外認定や国家独占セクターの特則などで大きな裁量判断局面が織り込まれているなど、必ずしも予測可能性・透明性の高い設計ではない。今後もし競争行政の機構面が産業行政優位で設計されることになれば、これらの判断局面が一般に産業配慮に歪むことが避けられない。とりわけ、草案が特則を設ける国家独占セクターや行政機関の権限濫用といった、行政本体を規制対象としていく競争法実施場面で、実効的な機能は期待しにくい。

3. ロシア・中国との対比

つぎに以上のようなベトナム競争法草案の傾向を、同じく市場経済化過程にあるロシア法・中国法との対比で考察する。

(1) ロシア

ロシアはソ連崩壊の1991年に「商品市場に

おける競争と独占行為制限に関する法」を制定し、1995年以降に複数回の改正を経て現在に至る。同法の規制項目や、競争制限効果と社会経済的効用との衡量による濫用規制を中核とする実体内容面は、上記の世銀・OECD「フレームワーク」などの路線から乖離するものではないが、ただし運用上の国家規制色が顕著であるとする内外の批判が根強かった。そこで90年代半ば時点で同法適用件数の6割を占めていた市場支配的地位濫用規制や同2割強を占めた集中規制を中心に、規制除外領域の拡大・明示、また当事者主体の反証機会や不正競争防止規定の強化などの趣旨で改正が繰り返された⁵³。すなわち1995年大幅改正では⁵⁴、市場支配的地位濫用規制やカルテル規制で市場シェア30%基準のセーフハーバーを設定し(4条定義規定・6条)、また市場支配性の認定基準として市場シェア65%の推定基準を置いて当事者の反証範囲を明示し(4条定義規定)、また集中規制では事前届出対象について企業総資産や市場シェアを基準とする除外範囲を明示した(17・18条)。また限定的な行為類型列举にとどまっていた不公正競争防止規定(10条)に定義条項が追加された。

しかし他方で看過し得ないことは、このような法改正の背後で、競争行政機関の性格をめぐる重大変化が生じていた点であり、すなわち1991年当初は独立の国家委員会として構成されていた競争行政機関が、1998年の行政機構改革による統合で、中小企業育成や国家独占分野の統制などの産業政策をも統括する

「独占禁止・企業支援省」として改組されている。競争法改正を通じて競争行政の裁量的な介入契機の縮小が行われたとはいえ、競争法の中心的な骨格じたいが濫用規制を中核とする裁量判断余地を維持しているだけに、改組を経た競争行政当局の産業政策機関としての変質は、規制の頻度よりも規制の政策方針に重大な変化をもたらすものと考えられる。なお立法当初からロシア競争法独特の規定として行政機関の競争制限的行為禁止規定（7・8条）があり、1995年改正で一般行政の権限発動前の競争行政の事前同意権が導入されるなど、強化されて現在に至るが、しかし当の競争行政じたいが産業政策をも統括する現行組織構成のもとでは、このような行政に対する監視規定も有名無実化は避けられない。

以上のようなロシア競争法の経緯は、「ショック療法」流の体制転換の一側面を代表するように考えられる。すなわち競争法は体制転換を象徴的に宣言するかのように早期に採択され、その当初から規制内容は欧米諸国の動向に忠実な骨格を採用しており、いわば欧米流の資本主義法の移植を急激に実施した一つの典型例である。運用面でも、当然の混乱を見ながらも基本的には、市場行動への国家過剰監視が批判されるまでにある意味、競争制限禁止の立法趣旨が純粹に意識されていたとみられる。むしろその後の改革過程で、国際的な規制緩和の潮流を受けた適用除外領域の明示や市場当事者主体の手続強化などの内容変更を重ね、さらに競争行政機関の組織改

革で産業政策配慮を取り込むなど、いわば資本主義法のありかたの現実的な修正が施されていったと見られる。市場秩序の憲法ともいえるべく掲げられた競争法が、しだいに内容面・運用面で欧米同様の規制緩和・政策配慮にまみれていった経緯であった。

（2）中国

いっぽう中国では改革開始20数年に及んでいまだに競争法が存在せず、既述のように1993年に「反不正当竞争法」が先行して採択されたにとどまる。WTO加盟過程の国際圧力を受け、2000年「独占禁止法要綱案」がようやく公表されるに至っており⁵⁵、しかし2002年にさっそく改訂をみた⁵⁶。2000年要綱案は全般的に欧米諸国の競争法の要点を総花的にまとめた観があり、たとえば市場支配的地位濫用規制ではドイツ法の影響を受けた定義規定や推定規定（ドイツよりも市場シェア基準が緩いが）を置くかわら（8条）、EU法（ローマ条約86条下部法規）同様の濫用行為類型を挙げ（9条）、これとは別に米国法の影響をうかがわせる行為類型を別立てで羅列する（10～14条）といった具合であった。2002年改訂要項案ではこのうち9条を削除するなど、整序を図っている。

ただし2000年要綱案の独自性として、先進諸国の規制緩和に必ずしも迎合しない実体面の方針が見受けられた。たとえば市場支配的地位濫用規制では例外余地が規定されていなかった。またカルテル規制ではドイツ流の合理化・中小企業強化・輸出入競争力強化・不況対策の適用除外事由を列挙するが、あくま

で「経済社会公共利益」かつ「実質的な競争制限がない」との前提条件の範囲でしか認定しない方針であった(17条)。2002年改訂要綱案ではこのうち「実質的な競争制限がない」とする前提条件を削除し、結果として社会的総余剰基準の濫用規制に帰したとみられる。いっぽう集中規制では2000年要綱案じたいが、ドイツ法の影響で競争制限のおそれと経済社会公益との衡量による経済大臣の例外認定を採用し(24条・25条)、しかもこの衡量は濫用規制の判定基準ではなく「認可することができる」とする特別認可の判定材料に過ぎない点で、不明朗な裁量契機だが、2002年改訂案でも維持された。2002年改訂案は総じて、先進諸国の規制緩和基調に同調しつつ、競争行政当局の裁量契機を維持する方向性を示唆している。

他の特色は、上記ロシア競争法でも示された行政権の濫用禁止規定が中国法でいっそう大きな比重を占める点であり、一般原則規定(4条)のほか、「行政による独占」なる特別の章を設け行為類型が具体化されていた(28～30条)。2002年改訂要綱案ではさらに、行政の具体的措置を義務づけるとともに(新4条)、「行政による独占」各条で中央政府のみならず全ての級の人民政府と関連機関を規制対象として明示し、かつ行為類型をさらに詳細化している。

しかしながら規制内容面でこのように対企業のみならず対行政の監視契機を強めたものの、その運用を担う競争行政当局の構成については大きく疑問が残る。すなわち2000年要

綱案では全人代が競争行政当局の長官・副長官の任命権を有するとし(34条)、5年の任期(36条)や罷免制限(38条)などの身分保障を定め、また出席者3分の2の議決方法をも法定するなど(40)、その独立性と機能に配慮を行っていたが、2002年改訂要綱案ではこれら規定は全面的に削除されてしまった。おそらくは上述のロシア法における競争行政機関の改組などの動きが参照され、中国における議論動向に影響を与えていることが想像される。保障規定を失った競争行政機関の性格が今後どのように設計されていくのか、競争法実施の命運を定める焦点の一つである。

ただしこうした競争行政への監視契機として、行政訴訟手続が想定される。さらに、2000年要綱案では被害当事者による通常裁判所への提訴権や損害賠償額の推定などが明記され(47・48条)、2002年改訂要綱案でも被害当事者として事業者のみならず「消費者」を追加明記するなど(新49条)、市場当事者主体の競争法実施の契機も開かれている。1993年「反不正当竞争法」の損害賠償規定(20条)や同年「消費者保護法」の消費者団体の調停機能(32条4号)などの方向性との整合性も意識されていよう。競争行政当局の独立的性格の後退を含んだうえで、当事者主体の運用に期待を残す方針であろうか。

以上の中国競争法の動向は、市場経済化におけるグラデュアリズムの本質を示唆する一側面であろう。中国における独占禁止法の遅れが一つに、国有企業改革の処理動向への悪影響を恐れた様子見であったことは疑いな

い。しかしグラデュアリズムの要は、改革開始即座に独禁法で国有独占を排除したか否かの時系列の問題にはとどまるまい。より本質的な含意として、市場基本法秩序全般を漸進的であるが着実な段階を踏んで、弛まず整備しつつけた過程に注目できる。中国の民商法秩序は長らくきわめて概括的な1986年「民法通則」で凌ぎながら、1998年に至ってようやく民商統一「契約法」を実現し、また物権法をも統括する民法典の定立について2004年現在なお草案議論段階にとどまるという、きわめてゆっくりとした整備が進められてきたが、しかしながらその間にも例えば不正競争防止法・消費者保護法は1993年という早期に成立させてきた。総じて、市場基本法秩序についてはショック療法流の拙速な先進法の移植を避け、むしろ自国の経済改革の安定的定着を待ちつつ、その実態に即した長期安定的な制度設計が時間をかけて模索検討されてきたといえ、まさに漸進主義である。しかし基本法秩序形成を待つこの間にも、法秩序は空白であったのではなく、少なくとも事業者や消費者といった市場参加当事者に具体的な損害が及ぶ局面では、問題解決型の立法対応や法適用解釈が繰り返されてきたことが理解される。総じて中国の競争法整備は、暫時、対症療法的な問題解決型の立法対応・解釈で凌ぎながらも、時間をかけて原因療法たる独占禁止法の形成を期するという、二本立ての戦略にそのグラデュアリズムのゆえんが見いだされるのではないか。

4. 国有企業政策の優位

以上にみた国際的モデル、またロシア・中国の動向との対比で、ベトナム競争法制の政策論的特色を改めて整理するならば、以下のとおりである（別表－2）。

ベトナムの競争法草案は、上記のロシア法・中国法の動向を慎重に見定めながら、時間をかけて準備されてきたものであることが想像にかたくない。ロシア法における欧米諸国の動向に倣った基本的な規制緩和志向、行政権の濫用禁止規定、競争行政当局の改組、また中国の2002年改訂要綱案が新設した域外適用、適用除外、法の実施方式、といった規定傾向がベトナム草案に大きく影響を与えている点は興味深い。

しかし各国の経済改革事情の相違ゆえに、競争法がたとえ同様の実体的規定内容を示しても、その運用上の方針が相違する局面は大いに考えられる。私有化が進んだロシアや民間企業の躍進で国有企業の地位がすでに相対化している中国との比較で、ベトナムでは国有企業会社化・民間企業発達が遅れ、既述のようにむしろ国有企業の育成強化を通じた国際競争力育成が意図されていると見られる。じじつ商業省の競争法起草関係者のあいだには、多元的競争市場を前提しつつも、国有企業こそが経済社会の向上を牽引し国家利益を護るとする信念⁵⁷、また外資による国内市場の不当な席卷を阻むためにも外資の反競争的行為の規制と国有企業育成とを両立させる競争法が必要だとする見解⁵⁸、などが共有されてきた模様である。こうした政策志向のもと

別表－2： 競争法の設計比較

	カルテル規制	支配的地位濫用	集中規制	不正競争防止	競争行政当局
ベトナム 9次草案 (7次)	- 30%セーフハーバー - コア・カルテル2件 - 推定類型を制限 →反証 例示列挙→合理の原則、 衡量例外	- 支配性の推定基準 - 濫用類型の制限列 挙、SOEの特殊例外 SOE規制むしろ厳格	50%構造基準→首相判 断等の例外 合理の原則 →効率例外	- 制限列挙 - 競争法専属 審判手続→行政裁 判	- 行政の競争 制限禁止規定 - 独立型/合併 型→政府判断 →立法判断
世銀・ OECD フレームワーク	- 20%セーフハーバー - コア・カルテル6件 - 合理の原則→ 効率基準の例外	定義・推定基準おかし 行政判断に依存 合理の原則→効率例 外	合理の原則 →効率例外 届出の除外 拡大	例示列挙 民事的救済	人事財政の独 立性。しかし一 般行政との連 携を示唆
ロシア 1991法 ↓ 1995改正	合理の原則→競 争制限促進衡量 + - 35%セーフハーバー - 当事者の反証	合理の原則→競争制 限促進衡量 + 支配性：35%セーフハーバー 65%推定基準	合理の原則 →競争制限/ 促進衡量 + 届出除外	貧弱な例示列 挙 ↓ 一般的定義の 追加	- 行政の競争 制限禁止規定 - 独立機関 ↓ 企業支援省に
中国2000 要綱案 ↓ 2002改訂	推定類型を限定 列挙→競争促進 性かつ例外事由 ↓ 競争促進性削除	一般定義・推定基準+ 行為類型 →例外規定なし	合理の原則 →効率例外 余地	1993不正当競 争法、損害賠 償額推定 + 消費者の訴訟 当事者性明記	- 行政権濫用 禁止規定 - 競争行政の 独立性保障 ↓ 削除

に、たとえばロシア法同様の規制緩和志向や競争行政当局の産業政策統括的組成といった制度設計を導入していくならば、競争法運用が国有企業育成政策の具に帰する展開が想像にかたくない。

しかもベトナム法草案は両国との類似点のみならず、特異な実体ルール面の規制緩和志向や運用上の政策的裁量余地も目立つ。こうした傾向は今後の国有企業改革、ひいては経済体制改革全般の方向性をどのように既定するだろうか。例えば実体ルール面で水平カルテル規制がコア・カルテルを限定し、抜けられたグレーゾーンで解釈余地の多い個別例外事由を列挙しているが、この政策判断余地ははたして裁量的運用を避けられるだろうか。たとえば民間中小企業合同の育成など市場主

体の多元化・深化につながる方向で、裁量権が妥当に行使されるならまだしも、じっさいには大手国有企業の国策的強化のために生産調整意図で濫用されるおそれが強いのではない。また垂直カルテル規制は不在に等しく、垂直支配的地位の濫用規制や不公正取引規制における垂直取引規制もごく限定的であり、とくに国家独占セクターによる垂直支配では首相判断による広範な裁量的除外の道が設けられるなど規制の緩さが顕著だが、こうした設計の背後に存在する政策意図は、まさに国有企業の垂直統合や生産垂直系列化による企業集団化を通じて、国際競争力強化を図る趣旨に他なるまい。ここに国有企業・民間・外資三つ巴の健全なブランド間競争を促進する競争法の運用が想定されているとは考えにく

い。集中規制においても、一律50%構造基準を敷きながらも首相判断による広範な裁量除外の道を設けるが、やはり国有企業の規模拡大・企業集団化を睨んだ設計であろう。このように、競争法草案の設計から読みとられる今後の改革の方向性は、主として国有企業の強化・集団化を通じた国際競争力の育成である。

ベトナム競争法草案の示唆するグラデュアリズムとは、中国におけるような国有企業改革の漸進的な展開にともなう遅れということとどまらず、むしろ国有企業の保護育成政策の具として、今後、特殊な役割に任じていく可能性がある。中国における市場法整備のグラデュアリズムがゆっくりとした検討過程を経て昨今ようやく自由競争秩序の基盤像を提示しつつあるのに対し、ベトナムのグラデュアリズムの当面の行く末が国際競争力強化へ向けた産業政策優先を意味するならば、市場法秩序の安定的確立はさらに先述べされるおそれがある。

たしかに国際的には、発展途上国の産業保護政策意図に理解を示し、国際競争ルールの交渉上も配慮しようとする向きがある⁹⁹。しかし問題はそうした配慮を法の実体ルール面、運用手続面で具体的にどのように許容していくのか、詳細設計のあり方であり¹⁰⁰、そのありかた次第では、市場制度基盤たる競争法本来の役割を大きく歪曲すると言える。国際的な規制緩和モデルを超えたより精緻な検討を必要としているのではあるまいか。

V. 結論

(1) 皮肉な国際協調性

本稿では以上、ベトナムにおける市場法整備の傾向を、市場過程条件・市場参入条件・市場結果条件の3つの領域毎に見極める意図で、民商事基本法、会社法制のコーポレート・ガバナンス、競争法制の動向を追った。以上の知見をまとめるならば、まずは「市場」のありかたそのものについて、民事領域とは断絶した商事領域を切り分けること、そのうえで、商事領域における実質的な会社設立許可制や数多の業法規制を通じ、民間主体や会社化した旧国有企業の市場参入・取引過程に複層的な国家管理契機を盛り込むこと、またいっぽうで国有会社の存続強化を核とする国策的なコングロマリット育成を意図し、産業政策根拠として競争法制を設計する傾向、が見出された。こうした市場法整備の姿勢は、自由主義的な「市場経済化」像へ向けた建設的な制度構築とはいいがたい実態を顕わにしている。「市場経済化」とは発展途上国ベトナムにとって、むしろ経済開発と同義の介入主義的産業政策を示唆し、その手段としてもっぱら国家管理主義的な介入根拠が随所に設計されるごとくである。しかもこうした特殊な市場法整備方針は、今後とも当面継続強化される見通しであり、たとえば1995年「民法典」の民事領域への縮小特化的な修正議論、1998年「商事法」の介入根拠を強化する修正議論、ロシア裁判制度の保守的一面を踏襲した商事（経済契約）訴訟法の継続、2003年「国有企業法」にみるハイテク・基幹産業・

国際競争領域での国有会社集団化の積極的推進、といった一連の情勢が存在し、ここにめざす市場経済化像のある種の歪曲（あるいは自由競争秩序確立までのグラデュアリズムの超長期化路線）が映し出されている。

ただしこうした国家管理主義的傾向は、国際的スタンダードの規制緩和志向に便乗しながら、またロシア・中国といった法整備の先例を研究しながら、あくまで国際協調性を失わない程度に制度論的な骨組みを整えつつ、巧妙に組み込まれる傾向が見受けられる。こうした制度設計が意識的な立法戦略によるのか、単に立法過程の政治学的妥協の産物であるのかは定かでないが、いずれにせよ、世銀・ADB等の国際機関が同国および近隣アジア地域で進める法整備支援方針とはむしろ不即不離の整合的關係で展開していることは注目される。

すなわち世銀等は、アジア地域の立法準備過程に深く関与しつつ、基本法典秩序から切り離れた商事単行法の独立的定立を推奨する傾向があり⁶¹、また手続法分野でも普通裁判システムから切り離れた商事特別裁判所や商事専門ADRを促進する方針が際立つ⁶²。こうした国際機関による商事領域の切り離し方針じたいは、外国投資家の途上国現地法・現地裁判への不信を反映し、貿易・投資紛争解決にグローバル・スタンダードの直接適用を図る意図に発すると見られ、このことは少なくとも現地法・裁判の質的向上あるまでの暫定的措置としては理解しうるかもしれない。しかしこうした暫定的方針が地場の法秩序の中

長期的な健全化を阻むとするならば、問題は甚大である。ベトナムにおいてはこうした商事領域切り分け方針を逆手に取り、投資家優位ならぬ国策優位の、社会主義経済法派の復権ともみべき制度設計が行われ、「市場経済化」の制度基盤構築に歪曲をもたらす懸念である。

とくにベトナムでは経済的事実として民間企業の勃興が起こりつつあり、「市場経済化」をたとえ経済開発と同義にみなすにせよ、この開発過程で民間活力を生かした発展余地を封じる制度設計は得策でない。じじつベトナム政府の方針においても、国有企業主導の政策的戦略に、少なくとも中小規模の民間企業育成を組み込む方針を明示している⁶³。またとくに2004年に入って国策として加速度的に展開中の企業集団化の試行事例では、国有会社を集団の中核に位置づけ、関連領域の国有企業との水平的・垂直的關係を軸としながらも、外資企業や民間企業を系列末端に加えるものも皆無ではない⁶⁴。であるならば、市場法整備の選択においても、国有企業改革強化の要請のみならず、健全な民間取引基盤としての本来的役割を後退させるべきではあるまい。

(2) 自律的な市場法秩序の成熟へ向けて

ではベトナムの現実的選択として、当面の国有企業強化の要請に応じながらも、自由主義的な市場基盤創出を図る「市場経済化」への道はありえないのか。この点で、1990年代半ばから積み重ねられてきた日本からの「法

整備支援」が一つの示唆を含んでいよう。日本の「法整備支援」は、民法・民事訴訟法を中心とする実定法学者が直接関与し、限られた時間・情報のなかで現地の固有法・慣習への配慮に腐心しつつ現地社会に適合的なテーラーメイドの法整備を志し、淡々と進められてきた。世銀・ADB等国际機関の支援が得てして、グローバル・スタンダードを称して投資家優位の規制緩和型モデルを掲げ、各種単行法の定立を迫るなか、日本の支援は法典主義秩序に根ざした独自の道を歩み、しばしば国際援助の統合化を狙う世銀「包括的開発枠組み（CDF）」などとの摩擦も経験してきた。

ただし対象国側の受け止め方はかなり現実的・戦略的であり、ベトナムもむしろ世銀等の国際機関が突きつける規制緩和型のグローバル・スタンダードに依拠して制度骨格を設計しつつ、日本の支援をあくまで相対的に参照する姿勢とみられる。たとえば産業取引を総括する1998「商事法」以下の業法体系が構築されあたかも社会主義「経済法」を髣髴とさせて拡張するなか、民事法中心に自由主義制度基盤の構築支援を意図してきた日本「法整備支援」は、結果として一種の肩透かしを蒙っている。

しかしながらこうした民事法中心の支援は、市場法の自律的成熟・定着にとって今後とも不可欠の役割を担いつづけるのではあるまいか。なぜなら法制は、グローバル・スタンダードの移植や国策の道具化としてトップダウンで立法化されるのみでは、本来、社会

的定着に至りえない。商事領域で指令性国有セクター主導のフォーマル・ルールが通用し、民事領域のインフォーマルな商慣行と断絶しつづける二元性のもとでは、フォーマル・ルールがいかに取り引上浸透しようともあくまで一回性のエンド・ゲーム規範の機械的反復に他ならず、信用や関係性を深めたインフォーマルな現実慣行の成熟過程とは断絶している。このような断絶は、法が現実的慣行との動的な相互交錯において修正を受け、また非合理的慣行に逆に修正を迫りつつ、練り上げられ叩き直され、地場経済に適合的な自律的な市場法を将来へ向けて形成・定着させていく契機を欠くことを意味しよう。市場法整備は、たとえいかなる制度像に向けられた課題であろうと、単なる立法改革にとどめず、現実的な法の実施を果たして初めて達成されると考えられる。切り離された商事法領域が立法面でいかにグローバル・スタンダードに適合し国策に合致しようとも、地場経済と断絶しその内発的成熟に寄与することがないならば、「市場」の法として実施されているとは言えない。

むしろ日本からの支援が民事実体法・手続法の形成に地道に寄与するなかで、市場秩序の基本法たる位置づけを護持し、また司法の紛争解決過程における現実慣行の法的吸い上げを可能にしベトナム自身の「市場」が織り成すルール形成を守り育てていけば、まさにグラデュアルな将来へ向けて経済開発の安定的基盤形成に資するであろう。ベトナム政府に対して、市場経済化＝経済開発＝国家

介入根拠法整備の単純図式に揺さぶりをかけ、むしろ堅実な市場法整備がもたらしうる息の長い経済開発効果を、説得的に説きあかしていく法政策論的な対話が、強く求められているのではないか。同様の視座は、ショック療法の揺り戻しの渦中で「市場経済化」の変質を見せる昨今のロシア・東欧、また中国・ベトナムを意識しつつ「市場経済化」の路線選択に悩む近隣アジアの改革諸国においても、汎用性をもつと考えられる。

注

- 44 第9次草案 'Luât canh tranh: du thao lan thu 9' は、2004年頭以降ベトナム商業省のホームページ (<http://www.mot.gov.vn/>) に掲載されたものを参照した。なお本稿校正中の2004年12月に競争法が採択された。その内容を第9次草案と比較する概説として、金子 (2005) 参照。
- 45 第7次草案 'Luât canh tranh: du thao lan thu 7, 28/5/2003' であり、2003年8月時点、ベトナム社会科学院「国家と法研究所」にて入手した。なお同草案の骨子はすでに2002年8月バンコクにて開催のAPEC競争法セミナーの場で国際的に開示されていた。
- 46 米国司法省「国際競争政策助言委員会 (ICPAC)」による1999年報告書が、純粋な競争政策が歪められる懸念、途上国への配慮などを根拠に、国際的な競争ルールの定立を批判し、むしろ非拘束協定を提案した。これを受けてEUが2000年に貿易と競争政策に関する作業部会報告書 (WT/WGTC/W/152) を公表し、拘束的であるが射程の限定された競争ルールの方向性を提言した。松下満雄 (2002) p.884-885参照。
- 47 金子由芳 (2003) p.59-61参照。
- 48 World Bank-OECD (1999) p.141-150掲載。
- 49 「フレームワーク」では、「効率」を社会的総余剰ではなく消費者余剰のみを基準に定義し、競争制限効果と競争促進効果との衡量を行う純粋競争主義的な選択余地についても付言しているが、採用していない (World Bank & OECD 1998, p.145, p.147)。
- 50 ただし裁量抑制・予測可能性向上という趣旨では、個別的除外方針よりも、たとえばEU競争法の動向にみるように白ゾーンを明示する一括除外リストを法定する道などさらなる研究余地があるであろう。
- 51 NAFTA1502条1項が独占を肯定し、ただし同3項で民間独占において商業的意図・非差別待遇ほかの独占力の応用を禁じる一定の制限を設けている。
- 52 たとえばOECDのMAI草案 'Monopolies/State Enterprises/Concessions' 節ではNAFTAを踏襲する本文規定 (A-1項～A-3項) に対し、より明解な規制を示唆する多様な有力反対意見が向けられ収束しなかった (脚注59・65・66等)。
- 53 経緯と主要改正内容につき2004年1月時点 European Commission ホームページ (<http://europa.eu.int/comm/>) 掲載の Kashevarov, A.K. and Tsyganov, A.G. "Summary of the most important recent developments in Russian Competition Legislation," および Kokovikhine, I.V. "Russian Competition Law on abuse of dominant position: basic provisions and application experience" 参照。
- 54 公正取引委員会国際課による翻訳「ロシア競争法」を参照 (<http://www.jftc.go.jp>)。
- 55 邦訳として姜柵 (2002-a) 参照。姜柵 (2002-a) 「中国独占禁止法要綱案」、国際商事法務.30巻1号、姜柵 (2002-b) 「中国独占禁止法要綱案の改正点 (2002年2月26日版)」、国際商事法務.30巻12号
- 56 改訂点の邦訳として姜柵 (2002-b) 参照。
- 57 商業省競争法起草委員 Le Phu Cuong による論述 "Monopoly Situation in Vietnam" p.2-3 参照 (ベトナム商業省ホームページ掲載)。
- 58 2002年8月6-8日バンコク開催のAPEC競争法セミナーにおける商業省競争法起草委員 La Houng Qanh による報告論文 "To build competition law in the context of the transition to market economy in Vietnam" p.1-3 参照 (APEC事務局ホームページ掲載)。
- 59 松下満雄 (2004) 参照。
- 60 村上政博 (2004) 参照。
- 61 たとえばアジア危機後の法制改革の過程で、世銀等のコンディショナリティは、大陸法系の法典を有する対象諸国に対して、既存法典秩序との整合性を問わずに、倒産法、動産担保法、公開会社法といった商事単行法の定立を求めた。ベトナムでも法典と単行法令との不整合は深刻化しており、たとえば担保法の領域で世銀ADBの支援で成った1999年担保付取引令と民法典の関係につき、金子 (1999-c)。
- 62 アジア危機後の文脈で、タイの知的財産権国際貿易裁判所や破産裁判所、インドネシアの商事裁判所といった商事特別裁判所や特別法廷の設置、また商事仲裁の基本法整備や商事調停センターの促進が指導された。ベトナムでは普通裁判所における経済法廷の分離存続、2003年「仲裁令」などの例である。以上につき金子 (2003) および同 (2004-b)。
- 63 たとえば2001年「中小企業に関する政令91号」は中小企業を定義づけたうえ各種の育成措置を掲げ、また2003年「中小企業育成のための企業法実施指令27号」は金融獲得面等での国有セク

ターとの差別抑制方針を強調している。

- 64 英文官報 Cong Baoの公報にみるかぎり、2004年中に行われつつある「試行的」会社集団化の大半で、国有企業中心の顔ぶれ中に一部、外資との合併企業や民間とみられる企業主体の参加を盛り込んでいる。

参考文献

- 石田暁恵 (2002) 「移行過程における法・制度—ベトナムにおける企業制度変容の過程」、作本直行編『アジアの経済社会開発と法』アジア経済研究所
- 井上武 (2002) 『国際協力事業団客員研究報告書：体制移行国に対する制度整備・政策立案支援のための基礎研究』国際協力事業団
- 上原一慶 (2001) 「中国における市場経済化の進展と国有企業改革」、林昭・門脇延行・酒井正三郎編『体制転換と企業・経営』ミネルヴァ書房
- ヴァチェスラフ (2001) 「ロシア連邦の新民法典について」横浜国際社会科学研究所 6巻3号
- 金子由芳 (1995) 「最終段階を迎えたベトナム民法典草案」、国際商事法務23巻5号
- 同 (1996-a) 「ベトナム民法典の売買契約規定」、JCAジャーナル465号
- 同 (1996-b) 「1995年ベトナム民法典所有権規定について」、アジア経済37巻12号
- 同 (1997) 「ベトナムの外資法・同施行規則の傾向」、国際商事法務25巻7号
- 同 (1998) 「ベトナムの経済契約をめぐる問題状況」、広島法学22巻2号
- 同 (1999-a) 「ベトナム国有企業改革の立法動向」、国際商事法務27巻3号
- 同 (1999-b) 「投資自由化議論の動揺とベトナム外資法の対応」、アジア経済40巻7号
- 同 (2000) 「ベトナムの担保付取引令について」国際商事法務28巻6号
- 同 (2003) 「アセアン諸国の仲裁法にみる国策的特色—投資紛争処理の見地から」神戸法学雑誌53巻3号
- 同 (2004-a) 『アジア危機と金融法制改革』信山社
- 同 (2004-b) 「法整備支援における「司法改革」再考—法の実施強化の視点から」、国際開発研究13巻1号
- 同 (2005) 「ベトナム競争法の成立について」国際商事法務33巻4号
- 韓曉非 (2002) 「中国会社法の改正に関する最近の動向と課題」国際商事法務30 (4)
- 志村治美 (1998) 「ヴェトナムにおける企業取引の法的枠組み」国際民商事法センター『ICCLC』第6号
- 志村治美編/王家福・王保樹・崔勤之著 (1998) 『中国会社法論』晃洋書房
- 竹内郁夫 (2001) 「ベトナムの市場経済化と国有企業改革」、林昭・門脇延行・酒井正三郎編『体制転換と企業・経営』ミネルヴァ書房
- 長谷川晃 (1994) 「＜公正な市場＞の法」、日本法哲学会編『市場の法哲学』
- 長谷川晃 (2001) 『公正の法哲学』信山社
- 松下満雄 (2002) 「競争政策協定のWTOへの導入可能性」、国際商事法務30巻7号
- 松下満雄 (2004) 「発展途上国と競争法・競争政策」、『日本国際経済法学会年報』第13号、p.1-10
- 村上政博 (2004) 「アジアにおける主要競争法の展開」、『日本国際経済法学会年報』第13号、p11-23
- Burger, E.S., Danilov, E. and Paliashvili (1998) "Analysis of the New Russian Law on Limited Liability Companies," The Russian-Ukrainian Legal Group, P.A. p.1
- EBRD, *Law in transition* 各号
- EBRD, *Transition Report* 各号
- Fairgrieve, D. & Andreas, M. (2000) "Securing progress in collateral law reform: the EBRD's Regional Survey of secured transactions laws," in *Law in transition*, Autumn 2000, EBRD
- Fisher, S. & Gelb, A. (1991) "Issues in Socialist Economy Reform," *Journal of Economic Perspective*, Vol.5, Fall
- Heberer, T. (2003) *Private Entrepreneurs in China and Vietnam*, BRILL, Leiden
- MacMillan, J. & Naughton, B. (1996) *Reforming Asian Socialism: The Growth of Market Institutions*, University of Michigan Press
- Ramasastri, A., Slavova, S. & Vandenhoeck, L. (2000) "EBRD legal indicator survey: assessing insolvency laws after ten years of transition," in *Law in transition*, Spring 2000, EBRD
- Sachs, J.D. (1996) "Reforms in Eastern Europe and the Former Soviet Union in light of the East Asian Experiences," NBER Working Paper Series, 5404
- Sachs, J.D. and Woo (1997) "Understanding China's Economic Performance," NBER Working Paper Series, No.5935
- Slavova, S. & Bernstein, D. (1999) "Market perspective of corporate governance - EBRD survey results," in *Law in transition*, Autumn 1999, EBRD
- World Bank-OECD (1998) *A Framework for the Design and Implementation of Competition Law and Policy*, World Bank.

Comparative Analysis of Laws in Transition: Vietnam Compared with Russia and China (2)

KANEKO Yuka*

Abstract

This article is a trial to compare the economic law designs as market infrastructure in Vietnam with Russia and China, for the purpose of examining the diversification of ultimate policy goals set for 'transition'. Transition studies have been dealing a lot enough with the procedural aspects of 'transition' such as speed, sequences, indicators to show the procedural progress, and initial conditions which makes the difference of progress, but the studies have not been turned enough eyes to the difference of substantial goal of 'transition' as if such a goal were always set clear and unitary. However, as a result of a comparative legal study of market infrastructures, including the law for market condition (e.g. basic civil and commercial law), the law for market participation (e.g. corporate law), and the law for coordination of market result (e.g. competition law), it appears that the goal of 'transition' can differs much.

In Vietnam, the basic laws for market condition have been segregating commercial transactions from narrowed civil transactions, while for the former the basic system under 1997 Trade Law has increased apparent state-control just in parallel with the old socialist concept of 'economic law'. Such a dualistic and segregated market condition seems giving large influence to the law designs in the other areas of market infrastructure. In the corporate law area, the corporate governance designed in 1998 Enterprise Law is much responsive to the purpose of state-owned enterprise reform just in parallel with 2003 revised State-owned Enterprise Law, and contains less efforts to elaborate better governance mechanisms for private sector development. Also in the competition law area, newly publicized 9th draft Competition Law reveals a narrowed coverage but a larger rooms for state discretions, considerably reflecting an

* Associate Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

industrial policy direction to promote conglomerates centering on core state-owned enterprises.

Thus, the goal of ‘transition’ envisaged in the current Vietnam economic law is found something different from an image of liberal market economy, but rather reflects interventionist’s choice of law design, which is though tactfully prepared in line with the current ‘deregulation’ trend of international de facto standards.

The same trend of deregulation can give different effects to other transition economies. Russia in its second ‘shock’ and China in its continued gradualism are in each way struggling between the need of liberal market infrastructure building and the call for *lessez-faire* legal design of international investors.